

第8節 興行場、公会堂及び集会場

本節は、当該建築物に不慣れな不特定多数の人が集合する施設である興行場、公会堂及び集会場の災害時等の安全を確保するための基準について定めたものです。

集会場とは興行場及び公会堂以外で、不特定多数の人が集会等を主目的として利用する客席や集会室を有する建築物をいいます。集会場に該当するかどうかは、本節の趣旨を踏まえ建物名称によらず使用形態の実態に照らし合わせて判断することになります。学校の講堂であっても舞台及び客席を有するオーデトリウムで、一般の集会にも使用されるものは集会場となります。

本節において「興行場」とは、「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」をいいます。

なお、平塚市火災予防条例においても興行場、公会堂及び集会場の客席の構造などが規定されていますので注意してください。

(敷地と道路との関係)

第44条 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場(以下この節において「興行場」という。) 公会堂又は集会場の用途に供する建築物の敷地は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当しなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の客席の床面積(集会場については、客席に供する部分の床面積の2分の1に相当する床面積とする。以下この節において同じ。)の合計の区分に応じて、同表の右欄に定める幅員を有する道路に敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

(2) 次の表の左欄に掲げる興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の客席の床面積の合計の区分に応じて、同表の右欄に定める幅員を有する2以上の道路に敷地の外周の長さの3分の1以上接し、かつ、その建築物の客用の出口がこれらの道路にそれぞれ面していなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

2 前項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めたものについては、適用しない。

本条は、不特定多数の人が同時に利用する興行場、公会堂又は集会場について、避難の安全を図るために敷地が接しなければならない道路の基準を定めたものです。

第1項

客席の床面積の合計により敷地が接しなければならない道路の幅員及びその道路に接する長さを、前面

道路の数に応じて定めています。区分の基準となるものは興行場、公会堂又は集会場の床面積ではなく客席の床面積としています。

客席の床面積については、集会場とその他の興行場等との利用形態上の比較から同一基準を適用することは適切ではないため、かっこ書きで「集会場については、客席に供する部分の床面積の2分の1に相当する床面積とする。」としています。以下、本節においては同様に考えます。

客席とは、観客席や観覧席など実際に利用者が利用する空間をいい、室の一部に設ける収納や室に附属する倉庫などを除きます（図1）。

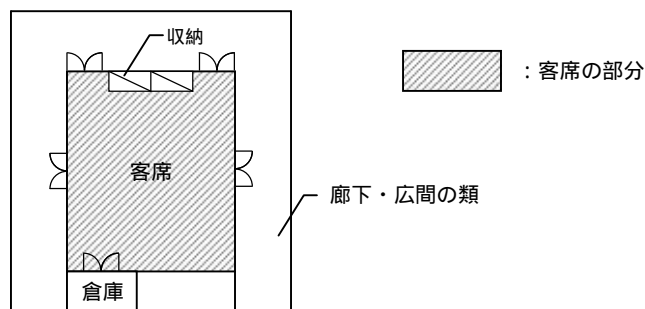


図 1

第1項第1号

前面道路が1の場合の規定です。

客席の床面積の合計に応じて、表に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの1/7以上接する必要があります。

第1項第2号

前面道路が2以上ある場合の規定です。

この場合、2以上の方向への避難を確保するために、これらの道路に敷地の外周の1/3以上が接し、建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面していることが必要です。

「道路に面している」については第38条（敷地と道路との関係）の解説を参照してください。

第2項

市長の認定による緩和規定です。敷地の周囲に広い空気を有する建築物や、これと同等に安全上支障がないと市長が認めた建築物については、認定により緩和規定を適用できるものとします。

(前面空地等)

第45条 興行場、公会堂又は集会場の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との間には、次の表に掲げる客席の床面積の合計の区分及び出口が道路に面している場合又は出口が道路に面していない場合の区分に応じて、同表に定める間口(空地の幅をいう。以下同じ。)及び奥行き(道路の境界線からの距離をいう。以下この項において同じ。)を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	出口が道路に面している場合		出口が道路に面していない場合	
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	次条第1項に規定する客用の屋外への出口の幅の合計以上	2メートル以上	5メートル以上	道路から最も離れた客用の屋外への主要な出口の端までの長さ以上
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの		3メートル以上	6メートル以上	
600平方メートルを超えるもの		4メートル以上	8メートル以上	

- 2 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に歩廊を設け、又はその部分を寄付き(これに類するものを含む。)とすることができる。
- 3 前項の歩廊及び寄付きの構造は、次の各号(寄付きにあっては、第2号を除く。)に定めるところによらなければならない。
 - (1) 内のりの高さは、3メートル以上とすること。
 - (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
 - (3) 通行上支障があると認められる位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。
- 4 興行場、公会堂又は集会場の客用の出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。
- 5 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する木造建築物等の外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

本条は、出入口付近の混雑の緩和を図るとともに、災害発生時に興行場、公会堂又は集会場から道路へ避難する際の安全性を確保するために、前面空地等の設置を定めたものです。

第1項

前面空地の形状について定めています。客席の床面積の合計の区分に応じて、表に掲げる間口と奥行きを有する空地を確保する必要があります。

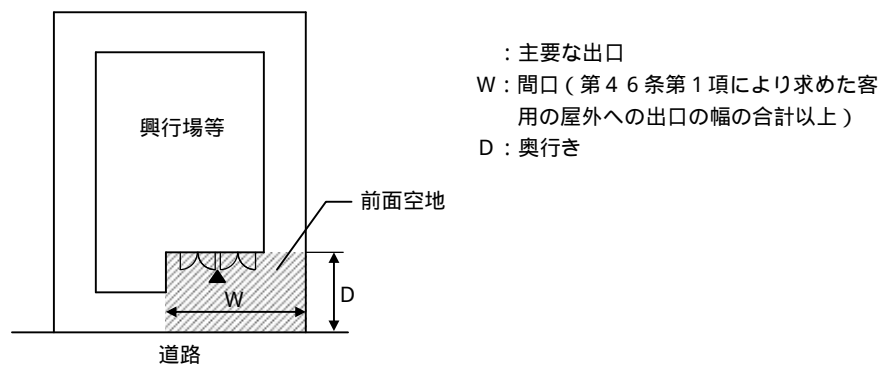


図 1（出口が道路に面している場合）

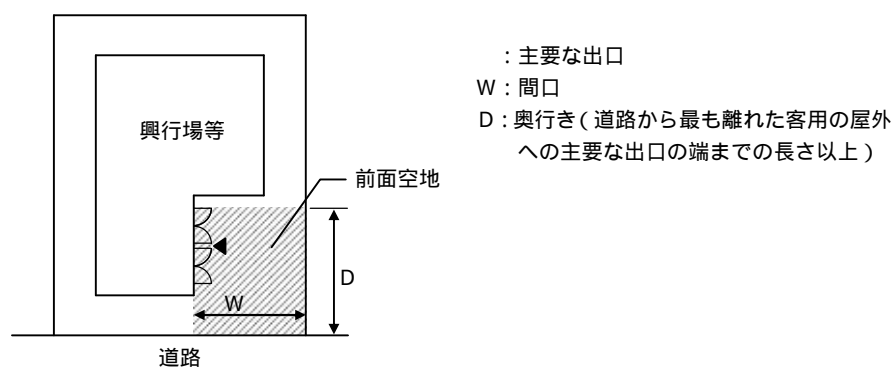


図 2（出口が道路に面していない場合）

第2項

主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合で、主要な出口の前面の歩廊や寄付き、ピロティ、ポーチ等、空地としての機能が確保できる形態のものについては、第1項の空地又は空地の一部とみなすことができるという緩和規定です。

第3項

第2項の歩廊及び寄付き等の構造について定めています。

歩廊の場合、内のり高さが3メートル以上であり、主要構造部は、耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、通行上支障があると認められる位置に柱、壁その他これらに類するものを設けない構造とする必要があります。

寄付き等の場合、内のり高さが3メートル以上であり、かつ、通行上支障があると認められる位置に柱、壁その他これらに類するものを設けない構造とする必要があります。

第4項

客用の屋外への出口を道路に面して設ける場合には、道路境界線から1メートル以上後退する必要があります。

第1項では客用の主要な出口を対象としているのに対し、本項では第1項に該当するものを除く客用の屋外への出口すべてを対象としています。

第5項

興行場、公会堂又は集会場の用途に供する木造建築物等の空地について定めています。外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面している必要があります。

なお、「木造建築物等」については第22条(木造等の校舎と隣地境界線との距離)で定義しています。

(屋外への出口)

第46条 興行場、公会堂又は集会場(集会場については、集会室の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。第49条において同じ。)の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、当該出口の幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル、その他のものにあっては20センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

2 前条第1項の前面空地に面する客用の屋外への主要な出口の幅の合計は、前項に定める幅の合計の3分の1以上としなければならない。

本条は、興行場、公会堂又は集会場の利用者が円滑に屋外へ避難するために出口の基準について定めたものです。

なお、本条及び第49条(廊下及び広間の類)の規定は、集会場の場合、集会室の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限り適用されます。集会室の床面積については、第13条第1号の解説を参照してください。

第1項

屋外への出口の最低幅について定めています。

屋外への出口の幅は一箇所当たり1.2メートル以上とする必要があります。また、その幅の合計は、客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物の場合には17センチメートル、その他の場合には20センチメートルの割合で計算した数値以上とする必要があります。幅については実際の有効幅をいいます。

<客席の床面積の合計が500㎡の劇場で主要構造部が耐火構造の建築物の場合>

$$(500\text{㎡} / 10\text{㎡}) \times 17\text{cm} = 850\text{cm}$$

<客席の床面積の合計が300㎡の集会場で主要構造部が耐火構造以外の建築物の場合>

$$\{300\text{㎡} \times (1/2) / 10\text{㎡}\} \times 20\text{cm} = 300\text{cm}$$

第2項

主要な出口の幅の合計を定めています。第1項により求めた幅の合計の3分の1以上は、前面空地に面するよう配置する必要があります。

(階段)

第47条 興行場、公会堂又は集会場の客用の階段には、回り段を設けてはならない。

2 各階における前項の階段の幅の合計は、その直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち客席の床面積が最大の階における床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル、その他のものにあっては20センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

本条は、興行場、公会堂又は集会場の利用者が円滑に避難階まで避難するために、客用の階段の基準を定めたものです。

第1項

避難時の安全を確保するため、回り段の設置を禁止しています。

ここでいう「回り段」とは、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことをいいます。回り段の例については第17条(階段の構造)を参照してください。

第2項

災害時の避難を円滑に行うために階段の幅の合計について定めています。各階におけるその幅の合計は、その直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち客席の床面積が最大の階における床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物の場合には17センチメートル、その他の場合には20センチメートルの割合で計算した数値以上とする必要があります(図1)。



主要構造部が耐火構造の場合

地上3～4階の階段幅の合計

4階以上で床面積が最大の階 4階

$$(200 \text{ m}^2 / 10 \text{ m}^2) \times 17 \text{ cm} = 340 \text{ cm}$$

地上2～3階の階段幅の合計

3階以上で床面積が最大の階 3階

$$(400 \text{ m}^2 / 10 \text{ m}^2) \times 17 \text{ cm} = 680 \text{ cm}$$

地上1～2階の階段幅の合計

2階以上で床面積が最大の階 3階

$$(400 \text{ m}^2 / 10 \text{ m}^2) \times 17 \text{ cm} = 680 \text{ cm}$$

図 1

(敷地内通路)

第48条 興行場、公会堂又は集会場の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は第45条第1項の前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた数値以上としなければならない。ただし、局部的な敷地内通路で避難上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

3 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

4 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場、公会堂又は集会場については、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第45条第3項各号に適合する構造の歩廊を設けることができる。

本条は、興行場、公会堂又は集会場の屋外の出口から道路等までの避難の安全を図る観点から敷地内通路の基準を定めたものです。

「客用の出口」には、主要な出口も含まれます。

第1項

興行場、公会堂又は集会場の客用の屋外への出口が道路等又は前面空地に直接面しない場合には、出口から道路等へ通ずる敷地内通路を設ける必要があります（図1）。

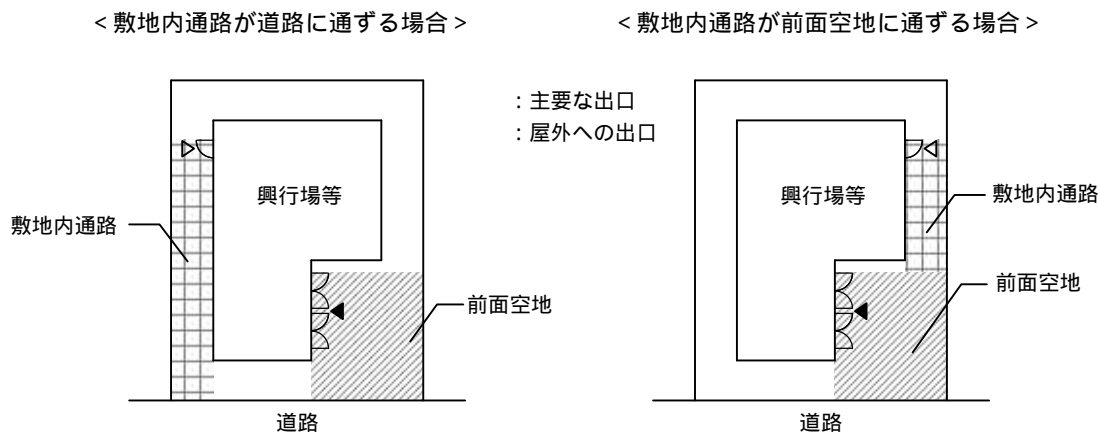


図 1

第2項

第1項の敷地内通路の幅員について定めています。

ただし書きでは局部的な敷地内通路で避難上支障がないものについての緩和規定を設けています。「局部的な敷地内通路で避難上支障がないもの」とは、幅員が1.4メートル以上であり、かつ、奥行きが10メートル以下のものをいいます（図2）。

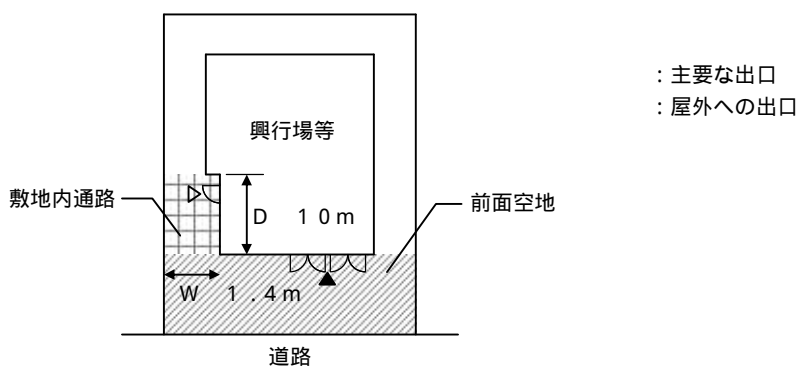


図 2

第3項

敷地内通路上に階段を設ける場合、その段数が少ないと避難の混雑時に段の有無が確認できず、転倒するおそれがあることから最小段数を定めています。

なお、第14条(屋外への出口等の構造)の適用を受けるものにあつては、傾斜路を併設する必要がありますので注意が必要です。

第4項

敷地内通路に関しては、原則として青空空地とする必要がありますが、第45条(前面空地等)第2項各号に定める構造の歩廊にあつては敷地内通路上に設けることができます。

(廊下及び広間の類)

第49条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で、避難上支障がないと認められるとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面していると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3 第1項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない。

4 興行場、公会堂又は集会場の客用の廊下、広間の類及びこれらに通ずる出口の戸の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下の幅は、当該廊下を使用する次の表の左欄に掲げる客席の床面積の合計の区分に応じて、同表の右欄に定める数値以上とすること。

客席の床面積の合計	廊下の幅
200平方メートル以内のもの	1.2メートル
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1.3メートル
300平方メートルを超えるもの	1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値

(2) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。

(3) 客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸は、開いたときに、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に保持できるものとする。

本条は、興行場、公会堂又は集会場の客席等から屋外への出口までの避難の安全を確保するために、廊下及び広間の類の設置に関する基準を定めたものです。

なお、本条の規定は第46条(屋外への出口)の規定により、集会場の場合、集会室の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限り適用されます。「集会室の床面積」については、第13条(適用の範囲)第1号の解説を参照してください。

第1項

客席等から屋外への出口までの避難経路を確保するために、客席の両側及び後方には廊下又は広間の類を設ける必要があります(図1)。

「廊下又は広間の類」には、第4項の規定を満足するバルコニー等も含まれます。

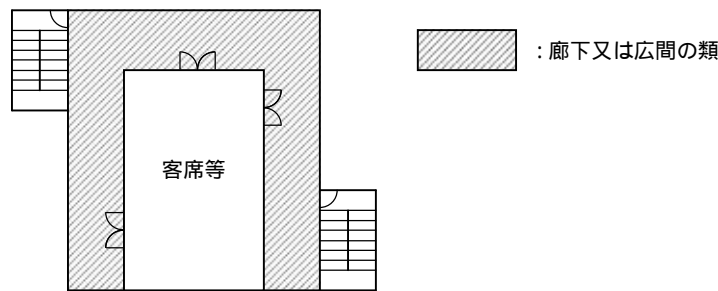
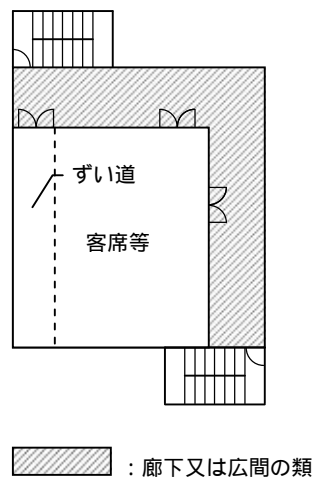


図 1

ただし書きでは、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなくてもよい場合の緩和を定めています。緩和を受けることができるのは、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で避難上支障がないと認められるとき、又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面していると認められる場合です。(図2)。

なお、「ずい道」とは、平塚市火災予防条例の規定により保有する縦通路及び横通路以外の通路で、避難上支障がないと認められるものをいいます。

< ずい道を設けた場合 >



< 避難階の場合 >

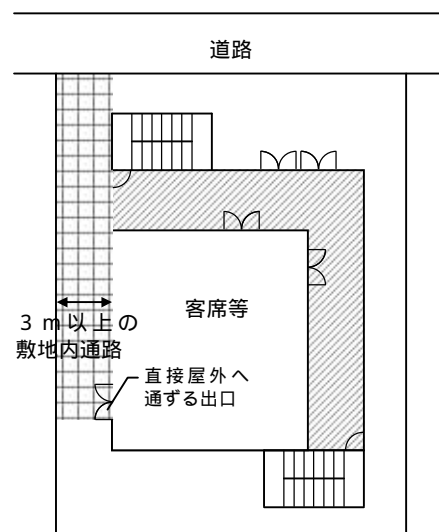
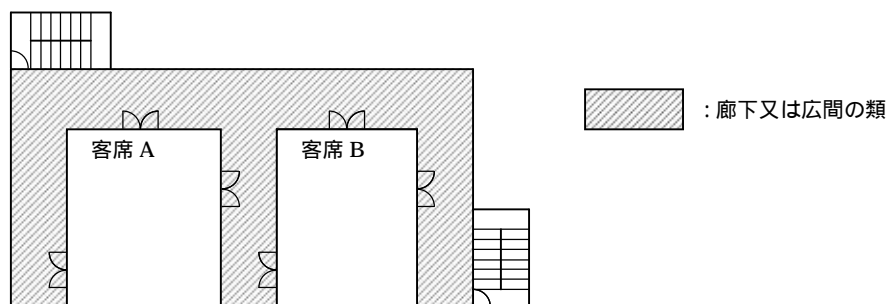


図 2

第2項

その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以内の場合には、両側に設ける廊下又は広間の類を片側とすることができることを定めています(図3)。

< 第1項の規定による廊下又は広間の類の配置 >



< 第2項の緩和規定による廊下又は広間の類の配置 >



図 3

第4項

客用の廊下、広間の類及びこれらに通ずる出口の戸の構造について定めています。

第4項第1号

廊下を使用する客席の床面積の合計の区分に応じて、廊下の幅について定めています。

客席の床面積の合計が200平方メートル以下であっても、公会堂、集会場又は床面積の合計が1,000平方メートル以上の興行場や複合用途建築物の場合には、第16条(廊下の構造)の規定により1.3メートル以上とする必要があります。

第4項第2号

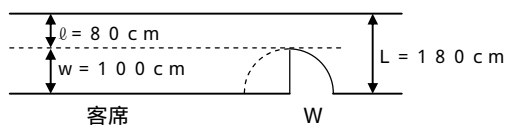
第48条(敷地内通路)第3項と同様に、廊下及び広間の類に階段を設ける場合、その段数が少ないと避難の混雑時に段の有無が確認できず、転倒するおそれがあることから最小段数を定めています。

なお、第16条(廊下の構造)の適用を受けるものにあつては、傾斜路を併設する必要がありますので注意が必要です。

第4項第3号

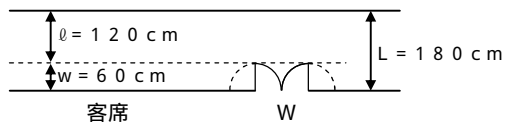
客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸が開閉する構造の場合、開放された状態であっても円滑に避難できるよう、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を有効に確保できるものとする必要があります(図4)。

<例1>



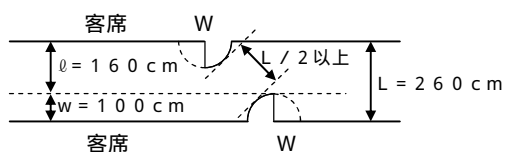
出入口幅 $W = 100 \text{ cm}$ の場合、
 $l = 80 \text{ cm} < 90 \text{ cm} (L / 2)$ のため
 不可

<例2>



出入口幅 $W = 120 \text{ cm}$ の場合、
 両開き戸ならば
 $l = 120 \text{ cm} > 90 \text{ cm} (L / 2)$ のため
 可

<例3>



出入口幅 $W = 100 \text{ cm}$ の場合、
 $l = 160 \text{ cm} > 130 \text{ cm} (L / 2)$ のため
 可

図 4

(興行場の客席の手すり)

第50条 興行場の客席の段床(段の高さが50センチメートル以上の段床に限る。)には、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

本条は、興行場の客席内での観客の転落を防止するために手すりの基準を定めたものです。

(客席内の通路等の構造)

第51条 興行場、公会堂又は集会場の客席内の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路及び客席の構造上、段を設けることがやむを得ないと認められる通路(避難上支障がないと認められる部分に限る。)については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により段を設ける場合には、けあげは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。
- 3 第1項ただし書に規定する通路で、高低差が3メートルを超えるもの(階段の勾配が5分の1以下である通路を除く。)については、高さ3メートル以内ごとにこれに通ずる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類又は階段に通じさせなければならない。
- 4 興行場、公会堂又は集会場の客席内の通路の勾配は、第1項ただし書の規定により段を設ける場合を除き、10分の1(滑り止めを設けた場合は、8分の1)を超えてはならない。

本条は、興行場、公会堂又は集会場の客席内における避難の安全を確保するために客席内の通路等の構造を定めたものです。

可動席であっても、壁面等に収納され引き出し式に席等が設置されるいす席の場合には、利用時に固定席と同様の形態となることから固定席として規定を適用します。

第1項

避難時の安全性を確保するために、客席内の通路には段を設けることを禁止しています。

ただし書きでは、段床を縦断する通路及び客席の構造上、段を設けることがやむを得ないと認められる通路（避難上支障がないと認められる部分に限ります。）に限り緩和規定を設けています。

第2項

第1項ただし書きの規定により段を設けた場合の段のけあげ及び踏面の寸法を定めています（図1）。

第3項

第1項ただし書きの規定による通路で、高低の差が3メートルを超えるもの（階段の勾配が5分の1以下である通路を除きます。）については、高さ3メートル以内ごとに横通路又は幅1メートル以上のずい道を設ける必要があります。また、これを廊下、広間の類又は階段に通じさせる必要があります（図1）。

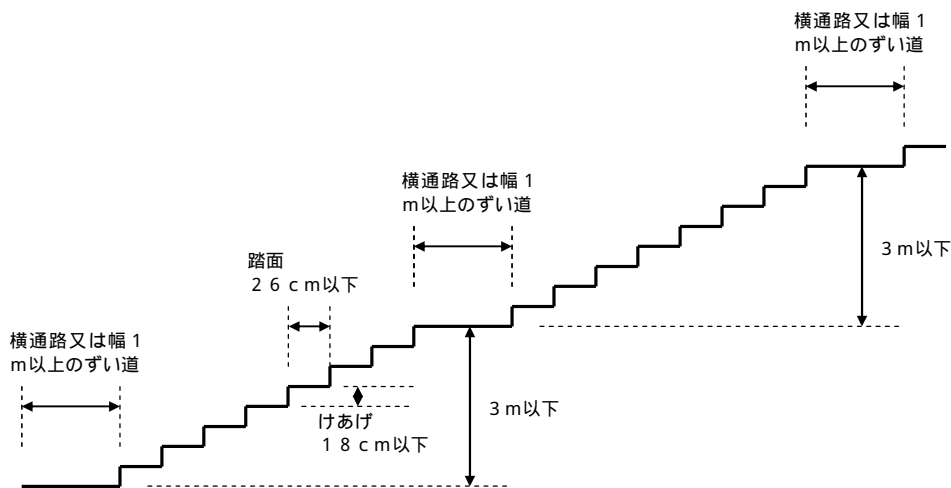


図 1

(客席の出口)

第52条 興行場、公会堂又は集会場の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口には、段を設けてはならない。

- 2 前項の出口の幅は当該出口に通ずる客席内の通路の幅(その幅が1メートルに満たない場合には、1メートルとする。)以上とし、当該出口の幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル、その他のものにあっては20センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。
- 3 第1項の出口を2以上設ける場合には、互いに近接した位置に設けてはならない。
- 4 興行場、公会堂又は集会場の客席でいすが床に定着していない場合の第1項の出口の数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める数以上としなければならない。

区画された客席の床面積	出口の数
30平方メートル以内のもの	1
30平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	3
300平方メートルを超え600平方メートル以内のもの	4
600平方メートルを超えるもの	5

本条は、興行場、公会堂又は集会場の客席から廊下又は広間の類に安全に避難するために出口の構造を定めたものです。

第1項

客席から廊下又は広間の類に通ずる出口には、避難時の転倒防止のために段を設けることを禁止しています。

第2項

客席内の客を円滑に避難させる観点から、出口の幅はその通路の幅以上とすることを定めています。また、通路幅が1メートル未満の場合には、1メートルとする必要があります。

また、出口の幅の合計は、客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物の場合には17センチメートル、その他の場合には20センチメートルの割合で計算した数値以上とする必要があります。幅については実際の有効幅をいいます。

なお、いすが床に固定されていない場合には、出口の幅の合計を第4項の規定により必要とされる出口の数で除し、その数値を通路の幅とみなします。みなした通路の幅が1メートル未満の場合には、出口の幅を1メートルとする必要があります。

第3項

客席から廊下又は広間の類に通ずる出口を2以上設ける場合には、避難の有効性を確保するために近接した位置に設けることを禁止しています。

第4項

いすが床に固定されている場合には、平塚市火災予防条例の規定により客席の配置に応じて出口の数を定めていますが、いすが床に固定されていない場合には客席の出口の数を、客席の床面積に応じて定めています。

(舞台付近の構造)

第53条 興行場、公会堂又は集会場の舞台とこれに附属する各室との隔壁は、準不燃材料で造らなければならない。

2 前項の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室、道具部屋その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、舞台の下部で、防火上安全であると認められる構造とした部分については、この限りでない。

本条は、初期火災の延焼を防止する目的で、興行場、公会堂又は集会場の舞台と舞台に附属する各室の区画及び設置の禁止を定めたものです。

第1項

隔壁の構造を定めています。

「舞台に附属する各室」とは、音響機械室や照明室等の各室のことをいいます。

第2項

延焼の防止を図るために舞台の上部及び下部への楽屋等の設置の禁止を定めています。

ただし書きでは、舞台の下部を防火上安全であると認められる構造とした場合に限り、その部分については適用除外とすることを定めています。

(主階が避難階以外の階にある興行場、公会堂及び集会場)

第54条 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場、公会堂又は集会場については、第45条及び第46条第2項の規定は、適用しない。

2 避難階以外の階に主階がある興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に興行場、公会堂又は集会場の主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。

(2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。

(3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場及びこの屋上広場から主階のある階に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。

3 前項第3号の屋上広場には、避難上障害になる建築設備、工作物その他これらに類するものを設けてはならない。

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。

本条は、避難階以外の階に興行場、公会堂又は集会場がある場合、他の部分を経由して避難しなければならないため、災害時の避難が困難になる可能性があることから避難の安全性を確保するための基準を定めたものです。

「主階」とは、興行場、公会堂又は集会場の出口を持つ階をいいます。なお、客席が2以上の階を利用し出口がそれぞれの階にある場合においては、その主たる避難出口がある階をいいます。

第1項

避難階以外の階に主階がある興行場、公会堂、又は集会場にあつては、階段により上階又は下階から避難してくることから第45条（前面空地等）及び第46条（屋外への出口）第2項の規定を、適用しないことを定めています。

第2項

避難階以外の階に主階がある場合の構造を定めています。

第2項第1号

主階を2階から4階までの階又は地階に設置する場合、利用者は階段を使用して避難する必要があることから、避難の安全性を高めるために直通階段の構造を定めています。

第2項第2号

主階を地階に設置する場合、主階が地上にある場合よりも災害時の危険性が高いため、客席の規模及び構造を定めています。

第2項第3号

主階を5階以上の階に設置する場合に、避難の安全性をさらに高めることを目的に屋上広場の設置及び屋上広場に至る階段の構造を定めています。

2方向避難を確保するために避難階、主階及び屋上広場を結ぶ直通階段を2以上設け、これらは避難階段又は特別避難階段とする必要があります。

第4項

避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場については、避難階に主階がある場合と比較して、防火上、避難上及び安全上の危険度が高いため、耐火建築物とする必要があります。

（制限の緩和）

第55条 この節の規定は、興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で市長がその用途又は規模により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて、平塚市建築審査会の同意を得て許可したものに於いては、適用しない。

本条は、この節の規定が適用されない緩和規定を定めたものです。